

意見検討結果一覧表
(案名：再発防止「岩手モデル」(案))

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
1	「未然防止策」「早期発見策」「問題に対する対処等」、重大事案になる前の対処を分けて掲載したほうが良いのではないかと。		第3章「2 不適切な指導の根絶に向けた取組」において、根絶に向けた具体的な取組を項目毎に整理し、「3 不適切な指導の情報を把握した際の対応」においては初動対応をフローにまとめるなど、段階に応じた対応を掲載しています。	C(趣旨同一)
2	P.16～17 に「不適切な言動」等一覧がまとめられており、学校で研修等を行う際に具体例を示しながら注意喚起できるのがよい。		実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しをして参ります。	C(趣旨同一)
3	初動が大事とよく言われるが、万が一、事案が発生した場合、どのように動くことが適切な対応であるか、フローをはっきりと示したことで管理職としても安心感がある。		実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しをして参ります。	C(趣旨同一)
4	P.56～59にある「聴取シート」や「事実確認表」、「経過報告書」については、聴取すべきことや、その結果をどのように整理すべきかがわかりやすくまとめられているが、事案によってこの形でまとめることが困難である場合もあり、より使いやすい形にブラッシュアップしていく必要がある。		今後も、実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しを行って参ります。	C(趣旨同一)
5	「不適切な指導の根絶を学校経営計画の重点目標の一つとする。」(p3)について、不適切な指導をなくすよう努めることは当然のことであり、重点目標に掲げることに違和感を覚える。学校経営計画へは「いじめ対応」の記載もすることとなり、学校経営計画において「校長が重点として取り組みたいこと」よりも、県からの指示事項が優先されていくのではと危惧する。		いただいた御意見は、今後のモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。 学校と県教育委員会が連携して再発防止、不適切な指導の根絶に取り組むこととしており、不適切な指導の根絶を学校経営計画の重点目標の一つとすることは、再発防止「岩手モデル」における重要な取組と考えています。 また、重点目標の一つとするものであり、校長における自主的・主体的な取組を阻害するものではないと考えます。	D(参考)
6	不適切な指導を行った教職員への対応は迅速に組織立って行うことが重要であることは理解できる。具体的な事例や対応マニュアルなどを示したことは職場においての意識の共有ができると感じるし、万が一の事案が起きた際に素早い対応につながることを期待できる。		実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しをして参ります。	C(趣旨同一)
7	第2章に事案の経緯対応策が記載されており同じことを二度と起こさないため必要な章である。さらに詳細な資料編も研修などで活用できる。学校、教育委員会の対応など要因の一端と考えられることを多くの方に周知することは必要だと感じた。		県教育委員会のホームページにおいて公開するとともに、会議や研修等、様々な機会を捉えて周知に取り組んでおり、引き続き周知に取り組んで参ります。	C(趣旨同一)
8	「P18 不適切な指導 本県の事例」はガイドライン完成後実際に事案があった際に更新していくなどしてデスクネット(職員用掲示板)に定期的に掲載周知することで職員への意識づけになると思う。現在、教職員課が事案発生後に掲載しているのと同じようにできればよいと思う。		学校及び県教育委員会における自己点検や外部専門家によるモニタリングなどを通じて、モデルの見直しを行っていくこととしておられるところであり、その際、「本県の事例」についても更新を行い、周知して参ります。	B(一部反映)
9	本プランが不適切な指導の根絶をめざすものであるならば、第1章・第2章に記載された調査委員会設置や策定の経緯、対応の不適切であった点など、詳細に記載されすぎていることに違和感がある。もちろん経緯を明らかにすることは必要だが、それは調査報告書で良いのではないかと。		事案の経緯や、当時の学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点を明確にすることによって、第3章の再発防止に向けた取組に対する理解をより深めることが出来ることを考え、概要を掲載したものです。 なお、詳細については、資料編として別にまとめておられます。 いただいた御意見は今後のモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
10	「事案」を風化させてはいけないが、「モデル」の前段で事案について詳細を載せていることに若干の戸惑いを感じた。事案に関する検証を経た上で、二度と起こさないためにできた(作成している)のが「岩手モデル」であるとすれば、「事案の経緯」と「岩手モデル」は分冊にして、それぞれのねらいを明確にしたものとし、目的に合った活用の仕方ができるようにした方がよろしいのではないかと。		事案の経緯や、当時の学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点を明確にすることによって、第3章の再発防止に向けた取組に対する理解をより深めることが出来ると考え、概要を掲載したものです。 なお、詳細については、資料編として別にまとめております。 いただいた御意見は今後のモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
11	「3 不適切な指導の情報を把握した際の対応」について、事細かに対応が示されている。例えば、聞き取りでは相手の了承を得て、できる限り音声記録を取るなどとなっており、警察の取り調べ以上のことを学校で行うようになっている。教育現場としてふさわしい事なのか、はなはだ疑問であり再検討を求める。		モデル策定に向けた検証の中で、聞き取り記録と発言内容の齟齬が確認されたところであり、再発防止に向け、客観的に事実を確認し得る方法として音声記録を考えたものです。 聞き取り内容は、聴取シートに整理し、相手方にも内容を確認してもらうこととしており、相手方から内容に疑義等が示された際に、音声記録があれば、双方での事実確認が容易になると考えます。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
12	「P37 関係文書は…10年間保存する…」について、生徒への体罰・暴言を行う教職員は、管理職になったときに再び、職員へのハラスメントという形で問題行動を行う可能性もあるため、何らかの記録は退職時まで残しておくべきと考えられる。		関係文書については、岩手県教育委員会行政文書管理規程に基づき、設定した保存期間等となります。 なお、懲戒処分の有無を含む職員の履歴情報等の人事に関する記録は、退職時まで保存しています。	C(趣旨同一)
13	岩手モデル(案)全体を通して、このルールを厳密に運用すると、遊びのない建築物のようになり、教育活動が困難になることが予想される。 岩手モデル(案)は教職員を「絶対に失敗してはいけない」と萎縮させることで、別種のマルトリートメント状態を生み出す危険性も内在している。虐待行為を戒め、単純に止めさせるのは根本的解決にならず、中長期的には逆効果になるほうが多いだろう。教職員へのサポートこそが大切である。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
14	様々な視点から体系的によくまとめられている。本事案経緯の概要をもとに、各立場の対応の重なりが事案発生 の要因となったのかを明示し、再発防止に向けた基本的な考え方に繋がっているのかがわかりやすい。 不適切な指導について判断基準や行為の例が示され、認識を新たに する契機になる。 教職員等に生じる責任についても、刑事上の責任など、より具体的に示されわかりやすい印象を持った。 対応マニュアルをはじめ、様々な視点、資料が盛り込まれ、教育現場で活用しやすいものとなっている。		実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しをして参ります。	C(趣旨同一)
15	事案があまりにも重大であったことから仕方の無いことかもしれないが、案全体が「モデル」というよりは「ガイドライン」的なものになっていると感じる。「モデル」は、岩手の学校で学ぶ子どもたちに、自らの可能性を広げるために、どのようなスタンスでその活動を保証するかということに、もう少し力点を置いたまとめ方がふさわしいのではないかとと思う。		すべての児童生徒が安心して学び、可能性を伸ばすことができるよう、いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
16	どういった指導が体罰に該当しハラスメントに抵触するかは、ほとんどの教職員は理解しているはずで、不祥事が根絶できていないのには、もっと深く広い背景があるはず。「不適切な指導の根絶に向けた取組」に具体的事例や先進事例、あるいは参考文献からの引用(毎年更新して最新情報を載せることが可能)するなど、十分に活用できるものとすべき。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
17	「不幸な出来事」を、起こさせない取組みが最重要であり、規則や罰則、監視に頼ることもやむを得ないという意見も強くあると思うが、そのことに頼りすぎるとは、学校で育むべき「人と人との信頼関係の醸成」に、あまり良い影響を与えるとは思えない。「はじめに」の「適切な人事管理」の方向性が、真の意味で、教職員各人の資質を十分に生かし、生徒一人一人の個性の伸長、人格の完成に寄与できることを願う。		今後も実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しを行って参ります。 御意見として承ります。	C(趣旨同一)
18	「5 部活動についての具体的な取組」、「6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組」について、他は「児童生徒」と表現するなど、本モデルが全校種を視野に入れたものと分かる書き方だが、この2項目では高等学校のみを取り扱っているため、異質な印象を受ける。		モデルに掲げる教職員等による暴力・暴言等の不適切な指導の根絶や、再発防止に向けた様々な取組の趣旨や考え方については、校種を問わず共通する内容であると考えていますが、個別具体的内容については、県立高等学校及び県立特別支援学校を対象としております。 なかでも、「5 部活動についての具体的な取組」「7 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組」については、高等学校のみでの取組であることから、「生徒」という表現を用いているものです。	F(その他)
19	「教職員等による暴力・暴言等の不適切な指導により、児童生徒のかけがえない命が奪われるようなことを二度と起こしてはなりません。」に対して、まったくその通りだと考える。 何が不適切で何が適切なのか、定期的な研修や自己診断の機会はあるか、あってもいいと思う。例えば「教室マルトリートメント」について多くの教師が学び合いたい。 P24、具体的な取組 ア人権意識の醸成にあるとおり、「人権についても理解を深め、すべての児童生徒を個人として尊重した教育活動を行う。」に対して、このことについては賛成である。 ウ「児童生徒との共感的な人間関係づくり」で記されていることが基本となる学校づくりをもっと真剣に、あらゆる場で考えたい。部活の指導にとどまらず、障害のある児童生徒、マイノリティと言われる立場の児童生徒、不登校になる児童生徒も増えている学校現場で、学業でも部活でも優秀な成績が求められている現状を変え、一人ひとりの個性が尊重される学校づくりを岩手県として大切にすることを宣言したい。		実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しをして参ります。	C(趣旨同一)
20	録音・録画についての言及があるが、教職員が委縮し何も指導・発言できなくなる恐れがある。個人のプライバシーの問題や、同意を得ることの難しさ等から、学校現場にはふさわしくない。慎重な対応を求める。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
21	「常時録音・録画」は、児童生徒同士、児童生徒と教職員、教職員同士の人間関係作りに悪影響を及ぼすことは明確であり、また、児童生徒の発達にも悪影響を及ぼすことも明らかに予想できる。 このような案は削除すべきであると考えます。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
22	授業や部活動など校内の常時録音・録画をすべて行うことは不可能だ。 「監視」するような状況を学校現場に持ち込むことについて検討すべきだ。 「常時録音・録画されているから」「証拠が残るから」という抑止的な考えではなく、真に子どもの権利を保障し、子どもたちが主体的に、いきいきと活動できるよう支援する教職員であるべきだ。 証拠のため録音・録画を行うのではなく、どうすれば不適切な指導を防止できるのか、岩手の知恵を結集したモデルにしてほしい。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
23	「岩手モデル(案)」に示された事例を見ると、「防犯カメラ」等では記録できないであろうものが多くある。校内の様子を死角なく録画・録音することは事実上不可能ですし、言動以外の不適切行為については効果が期待できない。「防犯カメラ」による抑止効果は、限定的であると考えられる。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
24	防犯カメラはある意味で「監視カメラ」であり、一定の犯罪行為等を抑止する代わりに、児童生徒や教員の人権上、教育の在り方として大いに問題がある。児童生徒・教員にはプライバシーがあり、友人関係や趣味嗜好など、個人の自由まで常時監視される状況は、プライバシーを大きく侵害するものである。 「監視」下では自由に行動することが抑圧され、息苦しさやストレスを感じながら学校生活を送ることを余儀なくされる。そのストレスが児童生徒のいじめ等を助長する可能性もある。 「監視」下では、教員の指導は抑制的になり、問題行動を「叱る」ことも躊躇しかねず、見て見ないふりをする教員が増えることが懸念される。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
25	常時記録による得られた画像データ等の情報は膨大な量に上り、それを安全に管理するには大きな労力が必要となる。一方、情報が流出し、悪用される危険性に常にさらされることになる。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
26	授業や部活動など校内の常時録音・録画について、防犯カメラの延長上で考えた発想であり、もし実施されれば教育現場が監視社会の中に投げ込まれる。「常に観られている」という意識が働き、同調圧力や行動への萎縮など多くの弊害が予想される。検討課題から削除すべきである。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
27	授業や部活動など、校内の常時録音および録画については非現実的だと思う。監視下においては活動が硬直化してしまい、本来あるべき楽しさが感じられない。また、生徒も教職員も常に監視されていると感じる状況下では、精神的に不安定な状況を呈する可能性もあり、デメリットが大きいと思う。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
28	今後の検討事項に示されている「常時録画・録音」について、効果的なのか疑問に思う。児童・生徒・保護者全員から同意を取ることが、現実的に可能なのか。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
29	ドライブレコーダー的に一定期間の録画データを常時撮り溜めておいて、何かあった時に限り活用するのはアリなのかもしれない。問題は後々、中国の監視システムのようにAIを活用した即時の問題行動検知などに応用されていくと話が変わってくるということ。長期的には、管理教育が強化される可能性があると思う。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
30	「授業や部活動などの校内の常時録音・録画」について、機材、設置箇所、予算、プライバシー、死角、等々現実的ではない。一切信頼されていないことの裏返しだとは思いますが、一切の信頼が無い状態での教育活動も不可能であり、不適切な言動等をしていない教員のモチベーションを著しく落とすことになる。実態に即し適切な判断をしていただきたい。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
31	常時録音・録画については反対である。録音・録画を常にされている環境とは、果たして安全・安心な場所と言えるのだろうか。また、体罰等は校外でも起こりうる。校庭や部室棟、大会や遠征先、修学旅行先でも録音や録画を推奨するのだろうか。現実的ではない。もっと持続可能で現実的な方法を検討するべきである。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
32	教員の監視体制の強化をイメージする、宣言書の提出や監視カメラの検討は、本来の学校の姿から逆行し、児童生徒との関係づくりと相反する内容だと考えるので反対である。不適切な対応を防止するために監視カメラを設置するのではなく、「児童生徒との共感的な人間関係づくり」ができる学校を「岩手モデル」として真剣にとり組み、創っていききたい。		宣言書の提出について、不適切な指導を根絶するためには、教職員等一人ひとりが自分事として捉え、意識を改革していくことが必要であり、不適切な指導の根絶に向けた取組について、自ら考えて宣言することが、意識改革の一端を担うものと考えています。 授業や部活動など校内の常時録音・録画については、モデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
33	部活動を担当することに自信がない教職員に対し、部活動顧問を拒否できる権利を与えたほうが良い。		教職員等の校務分掌については、管理職が職員個々の経歴や指導力、学校規模等を踏まえた総合的な判断のうえで決定しています。 第3章「4不適切な指導の根絶に向けた取組み(2)管理職の責務」の中で、教職員等に日常的に声がけを行いながら、校務への取組状況を把握し、適時、適切な指導・助言を行うこととしているところであり、これらの機会に寄せられる教職員等の意見も踏まえながら、校務分掌の適切な決定に努めていきます。	F(その他)
34	部活動そのものを学校から完全に切り離れたほうが良い。		部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習指導要領において「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と位置付けられています。 現在、国において部活動改革に向けた検討が進められていることから、その動向を注視して参ります。	F(その他)
35	学校教育から部活動を切り離し、地域の活動としていくことが望ましい。各種大会で好成績を求めることにも問題があるし、大会参加が「学校単位」であることも、競争意識を煽り、過度な負担を子どもたちに負わせることとなっていたと思う。地域のスポーツや文化活動に、子どもたちも参加できるような体制づくりをすすめるべきである。子どもたちの活動を指導する場合には、専門的な知識や技能が証明された人があたるべきである。学校の教職員等に研修を行い、部活動指導に従事させる案となっているが、さらに教職員への負担を増やすことは避けるべきである。精神的にも肉体的にも、そして時間的にもゆとりを持って指導ができるような体制がつけられなければならない。		県及び県教育委員会では、令和6年1月に策定した「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」において、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、地域のスポーツ団体や文化芸術団体との連携・活用など図ることとしています。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
36	スポーツ等に代表される活動が地域移行していく流れの中で、高校も地域移行を加速させていく必要もある。学校部活を主体とした大会運営もあり、教職員の学校業務の優先度上位にあるように感じる。教育に携わる者としての素養を土台にキャリアを重ねながら教科指導の力、生徒指導の力がバランスよく育っていかなければならない。		部活動は、学習指導要領において「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と位置付けられているところであります。 高等学校における地域クラブ活動への移行については、国のガイドラインにおいて、義務教育修了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましいとされています。	F(その他)
37	部活動を含む文武両道は、いわてが大切にしてきた「知徳体調和の取れた人材育成」に大きく貢献してきた。再発防止「岩手モデル」と、部活動の良さと通常の教育活動は両立すべきものである。部活動は今後地域に移行していく。そのため、生徒は見学・体験し、契約して自主的に活動する。地域移行した場合は活動のコントロールは難しい。		学校部活動の地域クラブ活動への移行については、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図っていくことなどを旨とするものであります。 その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要であると考えています。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
38	生徒が主体となる部活動を実現するために、生徒の思いと指導者の思いとが乖離しないよう、また、指導者が生徒に目標を強制することがないようにする必要があります。そのために、自分たちの活動目標は何かということを中心に話し合い等によって確認し、日々の活動を進めていくことが大切であると思う。		生徒が主体となる部活動になるよう、第3章「5 部活動についての具体的取組等」について進めていきます。	C(趣旨同一)
39	部活動指導員、外部指導員の研修をしっかりと行ってほしい。学校部活動の位置づけや教育的意義、サービスの遵守等については特に綿密に行い、人材の質の保証を図ってほしい。		県教育委員会では、これまでも、県立学校において任用した部活動指導員を対象として、学校部活動の教育的意義やサービスの遵守等について研修を実施してきたところです。令和5年度から実施している再発防止「岩手モデル」策定の趣旨を踏まえた研修では、部活動指導員を含めた県立学校において部活動に関わる全ての教職員を対象として実施しています。 また、学校では、部活動の指導方針(ねらい、指導体制、休養日や活動時間の設定等)について、教職員、部活動指導員、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定しています。	C(趣旨同一)
40	岩手モデル導入は、岩手の部活体制崩壊の引き金になる可能性もある。部活が負担になっている教職員は多く、「部顧問を拒否する」声もあり、部活熱心な教員からも「もう部活なんかやめればいい」という声が漏れ聞こえる。 地域移行を進めていくに当たっては望まない教師は指導しない状況を作っていくことが必要だが、部活制度崩壊の可能性もある。		第3章「5 部活動についての具体的な取組」を進めながら、生徒が自主的、主体的となる体制を続けて参ります。	D(参考)
41	部活動は、学校現場から切り離すことが適当である。部活動顧問が進学や就職先を提供できる環境であれば、生徒も他の教職員も声を上げにくい。 部活動実績で生徒会予算が配分される状況も散見され、正常な学校運営とは言い難い。部活動を学校が抱えることによるデメリットが多くなっているため、モデル策定と合わせて、部活動を手放してはどうか。		部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習指導要領において「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と位置付けられているところであります。 現在、国において部活動改革に向けた検討が進められていることから、その動向を注視して参ります。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
42	今回に限らず、部活動がらみの事案は、案24ページにも記されているとおり、加熱した部活動の過度な競争原理、勝利至上主義が人を狂わせるといことが最大の原因と私は思う。大会で勝ちを求めない部活、上位入賞を意識しない部活ということがはたして可能か。ここまで求めるならもう部活動は学校と切り離すことが最善と考える。		県及び県教育委員会では、令和6年1月に策定した「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」において、学校の指導体制等に応じて、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備することとしています。 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習指導要領において「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と位置付けられています。 現在、国において部活動改革に向けた検討が進められていることから、その動向を注視して参ります。	F(その他)
43	スポーツ推薦で強豪校に生徒を集めている時点で勝利至上主義を生んでいる。 強豪校に指導者を入れている実態が、不適切指導を生んでいるのではないか。 県の入試制度や部活動の「強化指定校」等の設置にも問題がある。 学校の特色が部活動中心では、いずれ同様のことが問題になる。		令和7年度以降の県立高校入試において、これまでの推薦入試を特色入試に変更し、部活動等の実績を評価するのではなく、生徒が日常的な学習や活動で身につけた多様な資質・能力について、検査を実施して評価することとしています。 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動について、生徒の中には、特定のスポーツ・文化芸術に係る力を伸ばしたいと考え入学する者もいると考えられるところであり、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう努めていきます。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
44	高校の部活動をとりまく状況は、全国的に「大学推薦合格等の繋がりが」、「国体開催県がそれなりの成績を目標とし、強化選手育成に力を入れている状況」等がある。岩手もそのように取り組んだ事実があり、監督等のプレッシャーはとても大きかったと想像される。大会結果のために、ある程度厳しい指導を黙認する空気があったことも事実ではないか。		大会で勝つことやコンクールで上位入賞のみを目指す指導ではなく、生徒の運動・文化芸術に係る能力の向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむための基礎を培うなど、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう努めます。 また、教職員等による不適切な指導のない部活動指導の在り方、不適切な指導を許さない学校風土の醸成と教職員等一人ひとりの意識の改革について、学校・県教育委員会が丸となって、一層の徹底に努めます。	C(趣旨同一)
45	この岩手モデルを見て、「将来岩手県の教員になりたい」と思える人がいるだろうか。根本にあるのは、指導者側に心の余裕が持てないこと、日常の学校業務を抱えながら部活動にも取り組まなければならないこと、部活動指導に複数の指導者が配置されていないことなど、様々あるが、根本の解決策が示されていない。		県教育委員会では、教職員の深刻な勤務環境の実態に鑑み、「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、長時間勤務の縮減にワークライフバランスの向上の視点も含めた、学校の働き方改革の推進に向けた取組を実施しているところです。 教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなどのウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことが出来るよう取り組んで参ります。	F(その他)
46	共感的人間関係づくりについては、教職員等に時間的ゆとりや精神的ゆとりがなければ、実現できないことだと思う。多忙な職場環境の中で、勤務時間外労働時間も過労死ラインを超えるような状況であり、子どもたちと前向きに関わることができず、悩み苦しんでいる教職員等が大多数ではないか。この状況を改善するためにも、学校の働き方改革を緊急的にすすめる必要がある。		県教育委員会では、教職員の深刻な勤務環境の実態に鑑み、「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、長時間勤務の縮減にワークライフバランスの向上の視点も含めた、学校の働き方改革の推進に向けた取組を実施しているところです。 教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなどのウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことが出来るよう取り組んで参ります。	F(その他)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
47	教職員等がゆとりを持って子どもたちとの関係づくりができるようにするために、学校の働き方改革をすすめることも、管理職の責務だと思いうので、各学校で「労働安全衛生委員会」を設置し、日常的に働き方についての検証を行うべきである。		<p>県教育委員会では、教職員の深刻な勤務環境の実態に鑑み、「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、長時間勤務の縮減にワークライフバランスの向上の視点も含めた、学校の働き方改革の推進に向けた取組を実施しているところである。</p> <p>教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなどのウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことが出来るよう取り組んで参ります。</p> <p>また、県教育委員会に安全衛生委員会を設置しているほか、一定規模の学校に衛生委員会を設置するなど、労働安全衛生体制の整備に取り組んでいるところであり、引き続き「教職員の負担軽減」や「職場環境改善」を推進して参ります。</p>	F(その他)
48	岩手モデルというなら岩手の現場実態、例えば小規模校が多いゆえの多忙化、教員不足、超勤実態、土日の部活動、課外実態、精神疾患休職、広域人事異動(遠距離通勤)なども分析しそれを踏まえた上で、例えば多忙化解消、教職員の精神的なゆとり確保するなどの方策も打ち出すべきである。		<p>県教育委員会では、教職員の深刻な勤務環境の実態に鑑み、「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、長時間勤務の縮減にワークライフバランスの向上の視点も含めた、学校の働き方改革の推進に向けた取組を実施しているところである。</p> <p>教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなどのウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことが出来るよう取り組んで参ります。</p>	F(その他)
49	部活動の過熱が不適切な指導を招きかねない場となっている。教職員が時間外に部活動指導を行わざるを得ない状況、さらには専門外でも担当せざるを得ない状況の改善にとりくむことが急務ではないか。教職員の本務ではない部活動指導をやめることで、不適切な指導が起こりうる場面を減らすことができる。		<p>部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習指導要領において「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と位置付けられているところである。</p> <p>また、地域との協力を得ながら、スポーツ・文化芸術活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員の配置を積極的に行っているところであり、引き続き部活動を担当する教職員等の負担軽減に努めて参ります。</p>	F(その他)
50	教職員を岩手モデル(案)というルールで縛る前に、現在の高ストレス・長時間労働の問題を解決することが先決である。労働安全衛生法に違反した教職員の働き方の上に、教職員の納得を得ずに厳しいルールを設定することには問題があるのではないか。		<p>県教育委員会では、教職員の深刻な勤務環境の実態に鑑み、「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、長時間勤務の縮減にワークライフバランスの向上の視点も含めた、学校の働き方改革の推進に向けた取組を実施しているところである。</p> <p>教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなどのウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことが出来るよう取り組んで参ります。</p> <p>また、一定規模の学校に衛生委員会を設置するなど、労働安全衛生体制の整備に取り組んでいるところであり、引き続き「教職員の負担軽減」や「職場環境改善」を推進して参ります。</p>	F(その他)
51	部活動における不適切な指導に言及している箇所も多くあるが、教員の働き方の観点からは、部活動の顧問、特に運動部を希望する教員の減少、地域移行がなかなか進まない問題、休日返上かつ勤務時間外の指導が常態化している現状は無視できない。教員の物理的、精神的余裕の確保についても十分配慮することも、不適切な指導を誘発しない一つの方策と考える。		<p>県教育委員会では、教職員の深刻な勤務環境の実態に鑑み、「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、長時間勤務の縮減にワークライフバランスの向上の視点も含めた、学校の働き方改革の推進に向けた取組を実施しているところである。</p> <p>教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなどのウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことが出来るよう取り組んで参ります。</p>	F(その他)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
52	児童や生徒も「この指導は明らかに不適切である」と判断し、それを適切に伝える力も育成しなければならない。 「不適切な指導を見たりされた際は申し出る」という意識の啓発が必要である。 内部告発に適切に対応する部署も必要だ。		本モデル策定時には、各県立学校等を通じて児童生徒及び保護者に対し、本モデルを県ホームページに掲載していることとともに、モデルに掲げる各種取組について、周知を図ってきたところです。 第3章「1 不適切な指導の禁止」に、不適切な言動等一覧や、本県の参考事例を示しており、どのようなものが不適切な言動等にあたるのか、児童生徒や保護者にも認識いただけるよう発信しております。 第3章2「(2) 管理職の責務」において、児童生徒が教職員等の指導について管理職等に直接相談できる仕組みを整備することとしており、また、「(3) 県教育委員会の責務」において、新設部署のサービス管理監の中に児童生徒等から直接相談を受け付ける窓口の設置について示しました。 また、モデルの中に各種相談窓口の連絡先も掲載しているところであり、今後とも児童生徒等が相談しやすい環境の整備に努めて参ります。	C(趣旨同一)
53	一部の不適切指導によって岩手県全体の学校が監視体制の強化となることを、非常に危惧する。これでは子どもも教職員も人権を尊重できる社会を作れない。本当にこの岩手モデルで「子どもの権利や人権尊重」を確立できると考えているのか。監視体制というよりは、「保護者は年間フリー参観」のようなもののほうが、学校の在り方としては適切ではないか。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
54	子どもの権利条約やこども基本法等にもとづいて教育活動を行うことは重要である。様々な場面で研修が行われるようにすべきである。 学校は、子どもの主体性が発揮されるため、子どもの権利の保障を最優先するべきである。指導における意識改革と共に、正しい人権感覚を身につけるべきである。		子どもの権利条約、こども基本法等についての理解を深め、すべての児童生徒を個人として尊重した教育活動を行うことができるよう、各種研修会や会議等を通じて、正しい人権意識の醸成がなされるよう努めて参ります。	C(趣旨同一)
55	校内研究のテーマとして、子どもの権利条約を設定することも行うべきである。		子どもの権利条約、こども基本法等についての理解を深め、すべての児童生徒を個人として尊重した教育活動を行うことができるよう、校内研修等も通じて、正しい人権意識の醸成がなされるよう努めて参ります。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
56	不適切な指導の防止にのみ焦点を当てすぎて、最も基本的な子どもたちおよび職員の人権を尊重するという点を忘れてはいないか。		各種研修会や会議等を通じて、正しい人権意識の醸成がなされるよう努めて参ります。	C(趣旨同一)
57	本案は全ての教員が悪である前提で策定されているようにしか見えない。一指導者の暴言や体罰は決して許されるものではない。しかし様々な要因を分析しなければ、この問題は解決しないだろう。 ただでさえ飽和状態の学校現場に案のとりの施策を押しつけられたら、病気休職者、退職者がこれまで以上に増えることは必須である。		御指摘の要因分析については、第2章において、学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点及び要因を整理(詳細については資料編に掲載)し、その上で第3章で再発防止に向けた各種取組を掲げているところです。 県教育委員会、学校、教職員等が一丸となって、不適切な指導の根絶に向けた取組を徹底して参ります。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
58	「不適切な指導」について、些細なこと、疑いの段階でも管理職に報告、相談とあるが、一見すると当たり前のような表現であるが、これは日常的に教員同士で常に「相互監視」を行い、小さなことでも機械的に「密告」することを義務づけることになるのではないかと危惧する。表現を変える必要がある。		第3章2「(1) 教職員の責務エ職場風土の醸成」及び「(2) 管理職の責務ア学校づくり」等に掲げるような、風通しが良い学校づくりをすることによって、見て見ぬふりをしないということは勿論のこと、教職員等の中には、不適切な指導をしている認識がない者も可能性としてあり、また、些細な変化や疑いの段階で対応をとることにより、本人が気付いていないインシデントの段階で対処できるようにするものです。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
59	「不適切な指導」の例示として、大声でどなる、恐怖心を与える言動も不適切とされているが、実習などで生命にかかわる事故が想定される時、大声で叱責するなど当然有り得ることである。教育活動では様々な状況、場面がありその時々で瞬時に対応が必要である。「大声を出すこと」が一律に「不適切な指導」とならないよう整理を行う必要がある。		本モデルでは、大声を出すこと自体について、一律に不適切な指導として整理しているものではなく、例えば遠方にいる児童生徒に注意を促す等、適切な指導の実施のために必要な場合も当然あるかと考えられますので、不適切な指導がどのようなものであるかを理解した上で、個々の事例に応じた適切な指導を行うことができるよう、モデルの周知に努めて参ります。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
60	「P61 7 部活動において、児童生徒に身体接触を行うことがある」について、例えば、相撲や柔道などは指導時に身体接触があるように思われるが、そういう身体接触も禁止されるのか。もし禁止されないということであれば、補足が必要ではないか。		指導のために接触を要する場合もあるかと考えられますので、不適切な指導がどのようなものであるかを理解した上で、個々の事例に応じた適切な指導を行うことができるよう、モデルの周知に努めて参ります。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
61	「P61 10 児童生徒とメールアドレスやSNSのアカウントを交換することがある。」について、メールアドレスの交換が禁止されるのであれば、電話番号を教えることも禁止される必要があると思う。ショートメッセージでメールと同じように使えるからである。		従来より、教職員と児童生徒の間での携帯電話やSNS、電子メール等で私的なやりとりは禁止してきたところですが。 また、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法について各学校のルール等を保護者に周知するよう指導してきたところであり、今後とも適切な利用について指導して参ります。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
62	「P61 11-12 …私的なやり取りをすることがある」について、やりとり以前に、児童生徒・保護者に私用スマホの番号を教えること自体を禁止する必要がありと思う。生徒や保護者から私的な電話が掛かってくることも考えられ、掛かってきたからには対応せざるを得ない状況が発生するためである。		従来より、教職員と児童生徒の間での携帯電話やSNS、電子メール等で私的なやりとりは禁止してきたところですが。 また、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法について各学校のルール等を保護者に周知するよう指導してきたところであり、今後とも適切な利用について指導して参ります。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
63	「P61 13 保護者や…酒席に誘ったりする」について、部活の保護者会で酒席が設けられたり、個人的に家に招かれたりすることもあると思われるが、これは大丈夫なのか。招かれるのは良いが、招くのはダメということであれば、ルールに穴があるように思う。招かれた・誘われた・双方の合意だった、などと言いつけが可能である。		公務上の必要性等がある場合にあって、個々の事例に応じた適切な判断の上で実施されるものであり、不適切な指導等がどのようなものであるかを理解した上で実施するよう、指導に努めて参ります。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
64	岩手モデルの至る所に「不適切な指導(疑いを含む)」とある。これでは、誰も部活動顧問を引き受けられない。普段の学校生活においても、不適切指導の疑いをかけられることを恐れ、教員は委縮し「教育」を放棄しかねない。		モデルは教職員等による不適切な指導により、児童生徒のかけがえのない命が奪われるようなことを二度と起こさないことを固く決意し、県教育委員会、学校、教職員等が一丸となって、不適切な指導の根絶に向けた取組を徹底するものであり、教職員等による不適切な指導があった場合等には、児童生徒の保護を最優先に考えることとしています。根絶すべき不適切な指導については、第3章「2 不適切な指導」に整理しているところであり、決して許されるものではないということを意識し、すべての児童生徒が安心して学び、可能性を伸ばすことができるよう支援していくこととしています。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
65	部活動や授業等で不適切な指導を行った教員を指導から外すことはその通りだと思う。しかし、現実的には、代わりに指導できる教員がいない場合が多く、部活動を休みにしたり、授業を自習にせざるを得ないなど、結果的に生徒たちに不利益が生ずることとなり、それが、即座に指導から外すことに積極的になれない理由なのではないか。部活動指導員でもよいので、部顧問の複数配置ができるよう、予算措置をさらに進めていくことが必要である。		教職員等が指導から外れることにより、児童生徒の教育に係る権利・利益を害することがないよう、努めていきます。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
66	部活動で不適切な指導を行った教職員について、「申し出の内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外す」とある。その時の状況等を十分に調査することなく、問答無用で即「処分する」ということに他ならない。一律に「直ちに外す」のではなく「状況」により外すことで良いのではないか。		本取組は、不適切な指導の申し出があった際の初動対応において、その申し出内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外すことで児童生徒を保護しようとするものです。 なお、全ての不適切な指導の申し出に対して直ちに指導から外すのではなく、申出内容に不自然さがある場合等にあつては、事実確認を進めていく中で随時判断するなど、個々の事例に応じて対応していくこととしています。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
67	「部活動において不適切な指導の申し出内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外す。」について、「直ちに指導はせず、事実関係を明らかにするため調査を優先させる」とすべき。 明確性が担保されないと、部活動が委縮し、生徒にも不利益が生じる。「適切な指導に近い不適切な指導」と「不適切な指導に近い適切な指導」は、人によって判断が分かれる、明確性の担保が難しい。 学校においては証拠に基づいて判断されることが前提である。		本取組は、不適切な指導の申し出があった際の初動対応において、その申し出内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外すことで児童生徒を保護しようとするものです。 なお、全ての不適切な指導の申し出に対して直ちに指導から外すのではなく、申出内容に不自然さがある場合等にあつては、事実確認を進めていく中で随時判断するなど、個々の事例に応じて対応していくこととしています。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
68	直ちに指導から外すことによって、部活動ができないなどの不利益が生徒に生じないよう人員を確保する必要がある。		教職員等が指導から外れることにより、児童生徒の教育に係る権利・利益を害することがないよう、努めていきます。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
69	安全・安心な学校であるためには、職場の雰囲気づくりが重要であり、今回の案で示されたように、教職員等が不安や悩みを同僚や管理職に相談できる職場にすること、教職員等が校内の些細な情報でも管理職に報告する習慣を職場全体で徹底できるようにすることが必要である。 そのためにも、学校経営計画の重点目標に、不適切な指導の根絶を設定することが不可欠であり、「宣言」をすることで職場全体の機運醸成に繋がる。		実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しをして参ります。	C(趣旨同一)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
70	教職員等が責務をしっかりと果たせるようにマネジメントすることが管理職に求められると思う。		校長研修、新任校長研修等の管理職研修を通して、管理職の資質向上に努めて参ります。	C(趣旨同一)
71	不適切な指導を決して許さない職場風土をつくっていくことは大切なことだが、管理職によるパワハラや教職員に対する不適切な言動があるなど、管理職自身の問題もあると思う。そのような状況では、「岩手モデル」が求める学校はできない。管理職に対する、人権や労働安全に関する研修を確実に行うべきである。		校長研修、新任校長研修等の管理職研修を通して、管理職の資質向上に努めて参ります。	C(趣旨同一)
72	本来一番大事な、職場・教職員の自浄作用を発揮させるための風通しの良い職場風土づくり、管理職と職員間の信頼関係づくりなど、その場限りでない永続的で実効性のある方策が抜け落ちており、検討されるべきである。		第3章2「(2) 管理職の責務」として、「ア 学校づくり」「イ 教職員等の意識啓発」「ウ 適正な人事管理」等において整理しているところであり、これらの取組が適切に実施されるよう、校長研修等を継続的に実施していきます。実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しをして参ります。	C(趣旨同一)
73	P28 「(エ)心身の疲労の・・・教職員等の負担軽減を図る」にモデルを適用するならば、業務削減などのレベルではなく、定時帰宅可能な働き方しなければ不適切だ。部顧問をする・しないを選択可能にするべきである。管理側の労務管理に関するコンプライアンスが殆ど守られない状況は不平等である。		県教育委員会では、教職員の深刻な勤務環境の実態に鑑み、「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、長時間勤務の縮減にワークライフバランスの向上の視点も含めた、学校の働き方改革の推進に向けた取組みを実施しているところだ。 教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなどのウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことが出来るよう取り組んで参ります。	F(その他)
74	校内での研修の機会が増えているが、同じような趣旨の研修が複数回行われることから、研修の実効性をもたせるための工夫が必要。県教委の服務担当者が求めに応じて研修を行うことも必要ではないか。		第3章2「(3) 県教育委員会の責務」「イ 教職員等の意識啓発」において、校内研修の実施を支援するとしているところであり、学校からの要請に応じて、必要となる助言や講義等について、県教育委員会が対応するなど、校内研修の支援を行って参ります。	C(趣旨同一)
75	体罰が大きく取り上げられるようになって10年以上が過ぎ、ほとんどの教員が体罰や暴言、不適切な指導がだめだと認識し、どのような言動が不適切な指導に該当するかも理解できている。 それでも無くならないのは、感情を抑えられない場合がほとんどだ。実際、これまで不適切な指導を行った教員から、頭ではわかっていながら感情のままに言葉や行動に移してしまったという弁を何度か聞いた。したがって、感情のコントロールの仕方を学ぶ研修が有効であろう。		根絶すべき不適切な指導については、第3章「1 不適切な指導」に整理しているところであり、決して許されるものではないということを意識し、すべての児童生徒が安心して学び、可能性を伸ばすことができるよう支援していくことと しています。 また、感情の抑え方、コントロールの仕方を学ぶことは重要であると考えており、第3章「2「(1) 教職員等の責務」において、教職員等はカウンセリング、アングーマネジメント、アサーショントレーニング等の各種研修に参加することと しています。	C(趣旨同一)
76	P50の命日研修(仮)はご遺族のご意向をお聞きしながら別の名称がよいかと感じる。		御遺族の御意向を受け、モデルの通称をTSUBASAモデルとしたところであり、このことに合わせて、当該研修の名称を「TSUBASAモデル研修」としました。	A(全部反映)
77	コンプライアンスに係る研修等を年間29回実施している。そのため、1年間の中でも類似するテーマを繰り返すことになるし、2年以上のスパンで考えれば尚更その傾向が強くなり、そのことによって研修効果の低下が懸念される。そこで、新規に実施する研修について、令和6年度は「部活動指導者研修」、次年度は「援助希求啓発研修」のように隔年開催にするなどの工夫があると良い。 一方で、研修等の数を減らし、1回当たりの研修の時間を十分に確保し、より練られた内容で研修をすることも大切だ。		研修一覧に掲げる各種研修については、岩手モデル策定に向けた協議の中で新規または拡充した研修のほか、従来からの研修も含め、継続的に実施していくことが、再発防止の観点で重要であると考えています。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
78	再発防止「岩手モデル」案は学校の管理職と教育委員会の過失、教育行政に関わる関係者の無関心を教員全体や生徒の問題として責任転嫁しているようで看過できない。 2018年7月の高校3年生のバレーボール部員が自ら命を絶った出来事でわかったことは、前任校で生徒、保護者が顧問の暴力被害を訴えていたにもかかわらず、管理職が取り合わなかったという不適切という言葉では足りない重大な過失があったことである。被害生徒の保護者による問題提起に真摯に向き合わなかった教育長、教育委員、知事等の無関心とも見える対応にも失望している。		第2章において、学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点及び要因を整理(詳細については資料編に掲載)し、その上で第3章で再発防止に向けた各種取組を掲げているところです。 教職員等による不適切な指導により、児童生徒のかけがえのない命が奪われるようなことを二度と起こさないことを固く決意し、県教育委員会、学校、教職員等が一丸となって、不適切な指導の根絶に向けた取組を徹底して参ります。	F(その他)
79	教職員に望むことは、教師も人間であり間違いや失敗もあって当たり前で、過ちは認めて子どもにも謝ってほしいということだけである。		第2章4「(2) 不適切な指導の情報を把握した際の対応(マニュアル及び留意点)」において、客観的事実に基づき、被害児童生徒及び保護者へ説明、謝罪することとしているところであり、真摯に対応して参ります。	C(趣旨同一)
80	この事件は当初から注目していた。保護者の関心をいまだ集めていることも事実である。当初から生徒・保護者に寄り添う姿勢を感じられなかったが、県民の意見を募集すると言いつつ周知方法がわかりにくく、広く意見が届くとは思えないと感じる。私達がこの事件を忘れることはない。		岩手モデル案に係るパブリック・コメントの周知については、県ホームページの掲載、報道機関への情報提供、行政情報センター等への配架、SNS(X)による広報等、所定の方法に則り実施したものであり、他の計画等と同様の周知方法により実施したものです。	D(参考)
81	県民として、専門家である外部委員の意見を真摯に受け入れた岩手モデルの策定を強く希望する。		再発防止「岩手モデル」策定委員会において、委員である外部専門家及び御遺族等の意見をいただきながら、協議・検討を進め、今般、モデルを策定したところです。	C(趣旨同一)
82	体罰や暴言はあってはならないが、それを防ぐためにはペナルティーを与えるのが効果的だという考えが、学校現場に浸透していくことを危惧する。 教員の権力を誤った方向に使わざるを得ないと考えるほど、追い詰められた状況に問題の一因はあると考えるべき。 行き過ぎた教職員へのプレッシャーは、学校を息苦しい場所にするのではないか。学校を安全な、安心できる場にするために必要なことは、宣誓や罰則ではなく、相手を尊重する人権意識の高揚ではないか。		第3章「2(1)教職員等の責務」において、児童生徒の人権を尊重する意識を強く持つ必要があるとしたうえで、具体的な取組として人権意識の醸成や児童生徒との共感的な人間関係づくりについて進めていくこととしています。	C(趣旨同一)
83	処分の厳罰化は効果が期待できると思う。酒気帯び運転は即免職という厳しい処分になって以降、飲酒運転が激減したことからその効果は大きいと思う。 いずれ、体罰や不適切な指導は、時間もエネルギーも、また、金銭的にも大きな代償を伴い、割に合わないことを理解させることが必要だと思う。		県教委としては、不適切な指導があった教職員等については、懲戒処分を含め厳正に対処して参ります。	C(趣旨同一)
84	ルールによる厳罰化が教職員による虐待を防げるかという点については、家庭での虐待に対する厳罰化についてと同様の理由で疑問が残る。ルールによる厳罰化はそもそも規範意識の希薄な者や規範意識が鈍磨した者に対しては、抑止効果を持たない。		県教委としては、不適切な指導があった教職員等については、懲戒処分を含め厳正に対処して参ります。 また、不適切な指導を根絶するために、教職員等一人ひとりが意識を改革し、職場全体で取り組んでいく風土の醸成を進めていきます。	D(参考)
85	p53の相談機能の充実では管理職の対応や現場の雰囲気によって児童生徒教職員の訴えや気づきが届かなくなる場合があるかと思う。児童生徒だけでなく教員の相談、告発に対応することも表記してもよいかと思う。		「公立学校教職員等による不適切な指導についての相談窓口」への相談は、児童生徒や保護者に限定するものではなく、教職員等を含めた全ての方が対象としておりますので、この点が明確にわかるよう修正しました。	A(全部反映)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
86	児童生徒にとって自分が特定されない方法での一人一台端末ではない相談を最初に言える場の設定が必要かと思う。たとえば「学校名」「内容」だけのフォームのフォームがあってもよいかと思う。おそろくわさや伝聞など事実ではないことも入ってくることになるかと思うが。		「こころの相談室」は、相談者や相談内容等のプライバシーを確実に守ることを児童生徒や保護者に丁寧に説明した上で、児童生徒が抱える悩みや不安について、校内における相談方法の選択肢を広く整え安心して相談できるように設置したものです。質問項目を2つ(聞いてもらいたいこと・聞いてもらいたい人)に限定することで、援助希求することへの心理的ハードルを下げるなどの配慮をしながら、具体的な相談に直ちに移行し相談者を支援できるよう、児童生徒を特定できることを前提としています。	D(参考)
87	強い指導に至ってしまう原因を探ることと合わせて、自己診断シート①でも示されているような心理状況に陥っている職員が相談できる窓口が必要。コンプライアンス相談ホットラインは平日勤務時間内の開設であり、活用しにくいのではないかと。		悩みを抱える教職員等からの相談については、教職員課の各人事担当、厚生福利担当及び服務管理監において随時受け付けているところです。 不適切な指導についての相談窓口の利用時間につきましては、利用状況等を踏まえながら、必要に応じて対応時間等の見直しについて検討して参ります。 なお、時間外につきましてはメールにて随時受け付けております。	D(参考)
88	不適切指導に対して保護者への対応が丁寧に記されている。一方で、常識からかけ離れた様々な要求をする保護者もいることも事実であり、このような保護者に対する対応策も明記すべきである。		業務の範囲や程度を明らかに超える要求等があった場合には、組織として対応することとしています。	F(その他)
89	「P16-17 「暴力」「不適切な言動」一覧 想定される事例」について、このような事例を教職員が行ってはいけないのは当然だが、一方で、児童生徒から教職員に対して行われる暴力や不適切な言動から教職員が守られることも大事だと思う。		御意見として承ります。	F(その他)
90	「P31-34 初動対応フローなど」について、児童生徒が守られるのは当然だが、教職員が守られなくて良いということであってはいけない。冤罪があってはならない。場合によっては実質、刑事罰以上の罰が教職員に与えられるので、冤罪を防ぐために警察による捜査や裁判に準じる仕組みを構築する必要があると思う。		いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
91	岩手モデルでは学校や教育行政のことしか書かれていない。また、保護者と学校の協働的取り組みも示されていない。		各学校においてコミュニティ・スクールの取組等により、地域とともにある開かれた学校づくりに取り組んでいます。 いただいた御意見はモデルの見直し等に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
92	「はじめに」の中で、「すべての学校において」という表現があるが、私立学校も含めてのことなのか。県立高校の入試制度が変更になり、部活動実績等を評価しないこととなるが、評価してもらいたい中学生は私立高校を選択することが予想され、結果的に私立高校の部活動が今後ますます過熱するのではないかと。私立高校も含めて、不適切な指導が無いように関係機関と連携を図っていく必要があると思う。		モデルに掲げる再発防止に向けた取組みは、公立私立の区別なく目指されるべきものと考えており、モデル策定に当たり、担当課を通じて私立学校へモデルを参考送付し、6月に開催された、令和6年度第1回私立学校長会議においても、岩手モデルの策定について、県教育委員会から説明を行い、周知を図ったところです。	D(参考)
93	「教職員等全員が、本モデルに掲げる具体的な取組を理解したうえで児童生徒を指導する旨の宣言書を提出する。」(p3)について、「本モデルに掲げる具体的な取組を理解」には賛成するが、宣言書の提出まで課すことによって教職員が萎縮し、「適正な指導を心がける」ではなく、「問題になりそうなことには関わらない、積極的な指導は行わない」方向に進むのではないかと危惧する。		不適切な指導を根絶するためには、教職員等一人ひとりが自分事として捉え、意識を改革していくことが必要であり、不適切な指導の根絶に向けた取組について、自ら考えて宣言することが、意識改革の一端を担うものと考えています。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
94	p25 エ 職場風土の醸成、(エ)宣言書の提出について、教職員が自分で作成し提出するのだとすれば業務負担は高くなる。フォーマットとなる宣言書を確認してからの自筆のサインであるとか現在行っているシート面談時の確認事項に加えるとか、面談時に人権を尊重した指導の重要性を管理職から必ず口頭で伝えるとか柔軟な対応を考えてもよいのではないか。		宣言書の様式に定型的な2点の目標を掲載し、教職員等は当該目標を参考に、「私の目標」として個人の目標を記入することとしました。	B(一部反映)
95	日本全国で、精神的な不調で離職・休職する教職員が過去最多、かつ、教職員志望者が不足している状況であり、さらに追い込めば、岩手県の志望者は減少し、休職・退職者が増加する可能性が高く、定員を充足させることができず岩手の公教育が機能不全に陥る可能性もある。		県教委では、教職員の深刻な勤務環境の実態に鑑み、「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、長時間勤務の縮減にワークライフバランスの向上の視点も含めた、学校の働き方改革の推進に向けた取組みを実施しているところです。 教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなどのウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことが出来るよう取り組んで参ります。 また、教職員の人材確保については、広報活動の一環として大学訪問を行うなど、教員という仕事の魅力や、やりがいとともに本県の採用試験についての情報を伝えるなど、人材確保に取り組んで参ります。	F(その他)
96	これを読んだ若者や児童生徒が、それでも教員を目指そうとしてくれるか一抹の不安は残る。 学校の主役はもとより児童生徒だが、教員不在では学校が成り立たないこともまた事実である。県教育委員会は、再発防止のため不適切な指導を許さないための取組と併せて人格的に秀でた人材を多く獲得するための、「もう一つの岩手モデル」策定を切に願います。		御意見として承ります。	F(その他)
97	全体的に、再発防止の一点に拘泥し、100%完璧に不適切事案を発生させないようにということで、教職員の現場実態、教職員の心情などは考慮されず、管理強化、厳罰のためだけの「マニュアル」になっている。これでは教職員は思考停止に陥り、部活動指導からの忌避者が増え、事なかれ主義が蔓延するのは明らかである。		モデルは教職員等による不適切な指導により、児童生徒のかけがえのない命が奪われるようなことを二度と起こさないことを目的とするものであり、教職員等による不適切な指導があった場合等には、児童生徒の保護を最優先にすることを前提として、検討・策定したものです。 いただいた御意見を参考にし、学校の実情等にも考慮しつつ、モデルに実効性をもたせられるよう努めて参ります。	D(参考)
98	モデル案が出来上がる前に県民が集う意見交換会を望んでいたが叶わず、新聞社も詳しく取り上げることなく、「岩手モデル」という名の再発防止案が示され、教職員の自己診断シート、生徒一人一台端末等を利用した教育相談などが盛り込まれている。教職員や生徒達には活用できるかどうかの確認をしてほしい。教育行政による管理強化ばかりではいかなものか。教職員が安心して過ごせなければ、子どもたちの居心地のよい学校にはならないだろう。		県では、「県民の多様な意見を考慮した意思決定を行う仕組み」として、『パブリック・コメント制度』を確立しているところであり、これに従い「県民からの意見聴取」を実施したものです。 意見の募集方法については、所定の方法に則ったうえで、同様の施策等に係る募集方法の実績も踏まえ実施したものです。 また、モデルを運用していく中で見直すべき点については、より良い再発防止策となるよう、学校及び県教育委員会における自己点検や外部専門家によるモニタリングなどを通じて、モデルの見直しを行っていくこととしています。	D(参考)
99	このモデル案は再発防止の名のもと、高校部活動指導の在り方のみならず、小、中、高校の学校教育活動全体に亘る教育指導の在り方についても事細かに規定している。管理の厳格化、厳罰主義などを求める気持ちは理解できるが、岩手県全体のこれからの教育の在り方を考えるとき、冷静・客観的・公正な論議のなかで策定されるべきである。		モデルは、外部専門家と県教育委員会等で構成される再発防止「岩手モデル」策定委員会において、遺族等にも御意見を伺いながら、協議・検討を重ね、パブリック・コメントでいただいた県民からの意見も踏まえたうえで策定しました。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
100	再発防止「岩手モデル」策定会議を傍聴したが、対等・平等な立場で話し合いが行われているとは言い難いと感じた。 教職員による虐待で子どもの命が失われてしまったことは遺憾ですが、このような会議の有り様で岩手モデルが策定されることもまた遺憾である。というのも、対等・平等ではない話し合いは、一方が他方に対して支配的であるということ。支配とは暴力のこと。暴力によって命が失われた事案に対するモデルを、そのような状態の会議で策定するのは好ましいことではない。 単に岩手モデル(案)を現場に適用するだけでは、虐待・パワハラ・病休・その他問題行動が増える可能性が高いと考える。		策定委員会は、県教育委員会事務局等の職員のほか、関係分野の外部専門家も委員として構成されている組織であり、モデルの実効性を高めるため、御遺族等も参加するなど、様々な視点からの御意見をいただきながら、教職員等による不適切な指導の根絶に向けた協議・検討を進めてきたところです。 また、パブリック・コメントにより広く意見をいただいたうえで、モデルを策定したところであり、教職員等による不適切な指導の根絶に向けた取組みを進めて参ります。	D(参考)
101	菊池雄星さん、大谷翔平さん、小林陵侑さんは高校生まで岩手で育ち、今まさにスポーツの世界で大活躍している。このような選手達を輩出した岩手だからこそ考えられる「岩手モデル」をお願いする。		御意見として承ります。	D(参考)
102	将来ある若者が、教員の暴力や、不適切な言動によって自ら命を絶つという最悪の事態を繰り返さないため、教員一人ひとりが本事案を自分事として捉え、再発防止「岩手モデル」を用いることにより正しい教育の在り方について学習し、体罰やハラスメント事案等の不祥事を引き起こさないよう、職場内で注意喚起を継続することが重要である。		実効性を更に高めることが出来るよう、不断の見直しをして参ります。	C(趣旨同一)
103	懲戒処分等を受けた教職員を、被害児童生徒と接触させない目的で他校へ異動させる等の措置が講じられるのであれば、その前に、教職員としての適性を評価、審査したうえで、いかなる子どもにも関わらない、学校以外の就業場所、職への異動を可能にする体制づくりも併せて検討する必要がある。大切なことは、「子どもに関わる職業人として」の資質の問題では。		教職員等について、採用の段階から継続的な資質向上等に努めて参ります。 また、異動等の措置については、個別具体的な案件と必要に応じて対応して参ります。	D(参考)
104	学校、県教育委員会の不適切な要因、本人の不適切な指導について記述があるが、当時の各校部活動がどのような状況、背景だったかが記されていない。高校の部活動に対し、「誰がどのように期待し、顧問に指導を委ねているか」その背景を分析することも必要ではないか。岩手の教育の在り方を児童生徒、保護者、教職員みんなで考えていくためのモデルになってほしい。		学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点及び要点の整理等を踏まえ、教職員等による不適切な指導により、児童生徒のかけがえのない命が奪われるようなことを二度と起こさないことを固く決意し、県教育委員会、学校、教職員等が一丸となって、不適切な指導の根絶に向けた取組を徹底して参ります。	D(参考)
105	表現等の整合性を図る必要がある箇所がある。 表現等を精査する必要がある箇所がある。	ほか18件	表現等を整理しました。	A(全部反映)
106	p.17 表内(8段目) 「お前(ら)は駄馬だ」→ これは「親の職業や学歴をバカにする、兄弟姉妹を引き合いに出して貶める」例か。		お見込みのとおりです。	F(その他)